

ドイツにおける移民法制定をめぐって

井 上 勉

序

連邦首相G. シュレーダーが2000年2月23日、ハノーファーの情報技術関連分野の見本市CeBITの席上で、コンピュータ分野の専門技術者を外国から受け入れる「グリーン・カード」構想を発表すると、各界から大きな反響があった。この構想はドイツのコンピュータ関連の産業分野で75000人から100000人の専門技術者が不足している状況に対して打ち出されたものである。これをきっかけに、ドイツに多くの失業者——2000年5月現在では約400万人（就業人口の10%近く）——が存在するにもかかわらず、種々の産業分野で労働力が不足していることが広く明らかになり、包括的な移民法の制定を求める声が強く挙がり始めた。

コール政権（1982年—1998年）は、ドイツはドイツ民族の国家であり移民国ではないとの姿勢のもと、押し寄せる労働移民の圧力を外国人法の改正（1990年）や基本法の庇護権規定の改訂（1993年）でコントロールしようとしてきたが、CDU／CSUも移民法制定を求める全般的な世論の中で移民国ドイツの現実を一部認める方向へ転じた。

しかし「ドイツは移民国にあらず」という従来の姿勢は、すでに長くドイツに暮らしている多くの外国人をドイツ国家に統合する努力を放置させ、その結果として、ドイツの多数派社会から締め出された社会階層、ドイツのパスポートをもたないが、それでもドイツ人というほかはない社会階層が存在する事態になっている。このことは社会的緊張の原因になりうるし、また現に部分的にそうになっている。そうした緊張を除去し、ドイツ社会を統合していくためには、ドイツの国家像を移民国の現実に合わせて追及していかねばならない。こうしたドイツ社会の自己理解をめぐる論議もシュレーダー首相のグリーン・カード・イニシアティブ以

来、激しくなっている。移民によって同質的でなくなった社会の諸部分をどう統合していくか構想しなければならない。以下ではこのようなことについて述べる。

I グリーン・カード制

「情報・コミュニケーション技術分野における外国人高度専門技術者の滞在許可に関する命令」、いわゆるグリーン・カード制は、IT分野において20000人までのEU域外からの外国人専門技術者に対して最長5年間の滞在認可を与えるものであり、2008年7月31日までの期限付きで2000年8月1日に発効した。この措置はもちろんITの産業分野から歓迎されたが、グリーン・カード制を他の産業分野にも拡大するよう求める声があちこちから挙がり、ドイツ雇用者連盟会長のD. フントはこの制度を化学、金属、電器産業にも適用するよう要求した。種々の専門分野で約30万人の技術者が不足しているといわれるが、労働力不足は高度な専門分野だけでなく、病人や老人の介護、手工業、飲食業などの方面でも指摘されていて、フントによればドイツでは現在150万人の資格のある労働力が不足している。

こういう状況の中で、CDU/CSUはグリーン・カード構想が発表されるとすぐに猛反対したが、しかしCSUが政権を握るバイエルン州で早速この制度に倣って、しかもこの制度が発足する先を越して、7月から「ブルー・カード制」が施行された。これは面倒な法律制定ではなく手取り早い行政指図の形で行なわれ、これによってバイエルンのIT企業はグリーン・カード制によるよりも簡単に外国人の専門技術者を獲得することが可能になった。この制度では受け入れる外国人専門家の数も滞在期限も制限が設けられていない。バイエルン州のこのやり方にブレーメンやヘッセン州も続き、SPDが政権をとるニーダーザクセン州もこれに倣った。

この制度やこれを真似たブルー・カード制が人気を博した事実、またこうした制度の実施に伴って挙がってきた移民法制定を求める広範囲の世論は、ドイツが外国からの労働力を必要としていることを示している。しかしながら、グリーン・カード制やブルー・カード制は1973年11月の、

外国人労働者の募集停止措置以前のやり方と同じものである。戦後の労働力不足や60年代初頭からの著しい経済発展によって必要とされた労働力が外国に大規模に求められた。しかしそれは単に「お客」、労働力としてのみであって、やってきた労働者をドイツ社会に統合することは全然考慮されず、彼らはまた故国へ帰るものと期待されていた。グリーン・カード制もブルー・カード制もまた hire and fire (Heuern und Feuern) 原則のもので、外国人技術者を急場しのぎの、あるいは産業界が必要としている間だけ求められる単なる労働力としてしかみていない。ブルー・カード制について、バイエルン州内相G. ベックシュタイン (CSU) は「我々を食い物にする外国人ではなく、我々の利益になる外国人がもっと欲しいのだ」¹とコメントし、ブレーメンの内務担当の議員B. シュルテ (CDU) は「必要とされている者は入国が認められ、仕事なくなった者は出国しなければならない」²と語っている。

連邦政府はグリーン・カード制が発足して1年経過した2001年7月30日に、この制度によって交付された労働許可数は7月20日までで、最高2万人の内の最初の1万人枠に対して8556件であると発表した³。この結果について政府と雇用者側は肯定的に評価し、他方ドイツ労働総同盟は「興ざめた」⁴と述べた。このように募集国側の評価は分かれているが、応募する側からすれば、この制度はあまり魅力がないのだろう。連邦内相O. シリー (SPD) は、短期間のビザでは求められている専門家はアメリカの方へ行くだろうと予言していた⁵。フントは、それにまたドイツ商工会議会長のH. P. シュティールも滞在認可が5年間に限られていることを批判している⁶。

インド人がグリーン・カード制に多く応募するだろうと初め考えられていたのに反して、結果は1782人と、そう多くなかった。これに関連して、毎日新聞(2001年2月22日)の「ドイツの移民選別主義」と題した記事によると、この制度でドイツに来て働いているあるインド人女性は、インド人のコンピュータ技術者はアメリカへ行く人の方が圧倒的に多い、それはドイツで外国人への暴力事件や嫌がらせが急増している⁷ことが原因だと語っている。この記事によれば、更に、期待された東欧からも制度に応じてやってくる技術者はさほど多くない。ポーランドのドイツ

問題専門家は「ポーランドのコンピュータ技術者はドイツにそれほど魅力を感じていない。国内でドイツとあまり変わらない高給をもらえ、生活費はドイツより安いからだ。何よりも外国人労働者と白眼視されなくてすむと思っている」と説明している。そして記事は、ドイツの移民選別主義は挫折する可能性がある、と締めくくっている。

こうしたことに関連して、ミュンヘンにあるIBMの会長シュタウトも「社会の複数主義化、開化・開放化がなければ世界中のトップクラスはやってこないし、留まってくれないだろう。再統一したドイツはウェルカム社会とはまったく違った社会である」（注5）と語っている。

II 移民法制定へ

さて、ドイツは外国人の流入を防ぐ従来のような政策をいつまで続けるのか。世界的に移民の圧力が高まっている現代にあってドイツという国はどういう国であろうとするのか。産業界はグリーン・カード制をIT分野以外にも広げることを要求すると同時に移民法の制定を求めている。不足している労働力を移民によってまかなおうと考えているのである。産業政策上ないし労働市場以外に、人口動態からもドイツは移民を必要としている。ドイツ連邦統計庁によれば⁸、ドイツにおける出生率の低下で、現在の8200万人の人口は2050年には、入国出国の差し引き正味の移民が毎年10万人あったとして6500万人に、20万人の場合には7000万人に減少すると予測される。若い世代の多い移民は労働力としてだけでなく、急速に高齢化するドイツの社会保障を支える要素としても期待されている。彼らは税金を払い、保険や年金の掛け金を払ってくれるのである。

多くの定住化した外国人⁹やドイツ国籍を取得した外国系の住民が多くすんでいるドイツはすでに事実上の移民国であり、ヨーロッパ最大の移民国である。そのドイツは移民国であると宣言して移民法を制定し、移民を国家に統合する政策を推し進めるべき時期にとっくにきている。

シュレーダーのグリーン・カード・イニシャティブ発表から早くも約半年後の2000年9月にドイツ商工会議のシュティールが「移民——開かれたドイツへ向けての8つのガイドライン」¹⁰というポジションペーパーを発表したのは、その機が熟してもう待たなしの状況であることを示

している。この文書はもちろん産業界の立場からのもので、経済にとって望ましい移民法の諸原則を提示しているのであるが、その中で、ドイツは移住者が居心地よく感じるような魅力的な移民国でなければならないとも述べ、更に、移民法論議には庇護権に関する議論が結び付けられてはならないと語っている。庇護権論議で移民法の成立が遅れることを憂慮してのことである。その後も経済・産業団体はCDU/CSUに対して移民法論議に庇護権の問題を絡ませないよう何度も要求し¹¹、更に移民法の早期成立を政府や諸政党に求めている。

グリーン・カード・イニシャティブ以来、経済・産業界がもっとも強く移民法の制定を求めているのであるが、また労働組合、キリスト教界、そして二重国籍問題で1999年のヘッセン州選挙で敗れ、外国人問題には今は触れたくないSPDを除いて、CDU/CSUをも含めた政界などほとんどすべての方面からも移民法制定を求める動きが巻き起こった。移民法制定を求める声は、旧ソ連圏崩壊後、庇護申請者が急増した時にも強く挙がった。庇護申請者の多くが政治的迫害の理由からではなく、よい経済的チャンスを求めてドイツに入国しようとしていることに正しく対応するための移民法制定を求める声がSPD左派や緑の党、またハーバマスら知識人から相次いだ。しかしコール政権は基本法の庇護権規定を修正することで、殺到する移民の圧力を押しとどめた。しかし今回はグリーン・カード制をきっかけにして移民法制定がもう猶予のならない課題であることが明らかになり、ドイツ全体がなだれをうって移民法制定へ動いている。

連邦内相シリーは野党時代とはうって変わって初めは移民法の必要を否定していたが、たぶんその姿勢に対する批判に押されて、2000年7月に超党派の諮問委員会を発足させ、「新たな外国人政策並びに移民政策についての実際的方策と提言」をまとめるよう求めた。このあと、2001年3月から7月にかけて緑の党、CDU/CSU、PDSが、そしてこれらに続いてようやくSPDもそれぞれの移民法草案や移民に関する討議資料を公表した。そしてR. ジュースムート（CDU）が座長を務める政府の移民委員会は7月4日にその提言をシリーに提出し、すでに1998年に最初の政党として移民法案——移民制限法案——を連邦議会に提出していたFDP

はこのジュースムート報告を考慮して新たに手を入れた改訂案を7月30日に発表した。そして最後にシリーが彼自身の移民法構想を8月3日に公表した。その後の政治日程として、このシリーの案をたたき台にしてSPDと緑の党の連立政府の法案を作成し、これを9月26日に閣議決定し、年内の成立を目指している¹²。

ドイツ最初の移民法のたたき台となるシリーの草案の核心は、現行の外国人法を新たに包括的に規定し直すものであり、外国人の滞在、就業及び統合に関する新法成立とともに現行外国人法は新法に置き換えられる。シリーの案は全体にドイツの利益重視と移民の制限を求めるCDU／CSUやFDPの要求に沿ったものである。

基本法の庇護権規定がその本来の趣旨とは相違して経済的理由でのドイツ入国に誤用されているとCDU／CSUやFDPなどが指摘してきたが¹³、草案では庇護を申し立てた者はあとから就労目的の移民申請へと変えることはできない。これは特にFDPが主張してきたことで、FDPはこれを二枚ドア・モデルと呼んでいる。つまり本来の庇護申立者と経済的理由でドイツ入国を求める者を区分けすることを目指すものである。

ジュネーブ難民協定による難民の地位（小庇護 *kleines Asyl* —— 追放から守られる¹⁴ ——）は基本法の規定による庇護権者と同等にされ、両者ともまず期限付き滞在許可を受ける。そして後に無期限の滞在権を得る前に、3年後に出身国の安全状況が吟味される。小庇護の資格を受けた者は、従来庇護権者がそうであったと同様に、自由に就労することができる。

出国義務があるが、しかし法的あるいは実際上の障害¹⁵のために追放が一時延期される忍容 (*Duldung*)¹⁶は廃止される。

従来の規定では出国義務者と庇護申立者は3年後には連邦生活保護法による給付を支給されるが、今後はこの両者は庇護手続きの全期間中、庇護申立者給付法による給付を受けることになる。これは庇護手続きと滞在終了を引き延ばさせる魅力を減じるための方策である。

出国義務者は滞在する地を制限される。出国のための施設内に居住させることも検討する。出国を促すためである。

シリーの上のような構想は、人道的規定を通じてドイツ入国・滞在を

図る外国人の数を減らすよう求めるCDU/CSUの意向に沿ったものといえる。

現行外国人法によって規定されている5つの滞在資格（Aufenthaltstitel）、すなわち期限付きの滞在許可（Aufenthaltserlaubnis）、無期限の滞在許可、滞在権限（Aufenthaltsbefugnis）、滞在承認（Aufenthaltsbewilligung）、滞在権（Aufenthaltsberechtigung）は滞在許可（期限付き）と定住許可（Niederlassungserlaubnis）（無期限）の2つに整理され、滞に関する権利は滞在資格によってではなく、教育・研修、就業、家族の呼び寄せ、人道的理由といった滞在目的によって規定される。

移民受け入れは地域の実情に応じた求人需要に即応してコントロールされる——この点はFDPが求めていることに近い——。自国の労働力で補えない場合には、という条件のもとで、高度な専門能力をもった者は無制限に移住が認められ、最初から無期限の滞在が認められる。子供の呼び寄せについては、家族と一緒に移住する場合は18歳まで、あるいはあとの移住でも十分なドイツ語能力があれば18歳まで認められる。それ以外は14歳までしか認められない。これは、子供を家族から離して出身国で成長させ、追加移住の年限——現行では16歳——になる少し前にドイツに呼び寄せることが行なわれがちであるのを防ぎ、子供をできるだけ早期にドイツに統合することを目的にしている。

さほど高度な専門能力をもたない移住希望者は、雇用需要がある場合に、数を限って、しかも職業教育、確かな生計、年齢、資格、ドイツ語能力、ドイツと出身国との関係——EU加盟候補国からの移住希望者はとくに考慮される——を点数制で選別されて受け入れられる。この種の移住希望者も最初から無期限の滞在が認められる。

ドイツの大学を出た外国人はドイツで就業できる。ドイツの経済的利益に貢献したり、地域的需要がある場合には、自営業者の移住が認められる。

シリーの新法のための草案は、また語学コース、ドイツの法秩序への手引き、ドイツの文化と歴史など、国家への統合を進めるための制度提供を法的に規定することについても触れている。ドイツに継続的に滞在している外国人は統合のための諸コースに参加できる。ドイツ語能力が

欠けている者や滞在期間が6年以下の者は参加が義務とされる。もし参加しなければ、滞在許可期限の延長申請の際にそのことが考慮される。

Ⅲ 統合の問題

従来ずっと「ドイツは移民国にあらず」と言いつづけてきたCDU/CSUも、シュレーダーのグリーン・カード・イニシアティブ以来の広範な移民法制定論議の中である程度の路線変更を行ない、独自の移民法草案策定に向けて動き出した¹⁷。この動きの中で2000年10月、CDU/CSU連邦議会議員団長Fr.メルツ（CDU）が、移住者は自由主義的な「ドイツの主導文化 deutsche Leitkultur/Leitkultur in Deutschland」に順応しなければならないと発言して、政治的世論の中に波紋が巻き起こった。移民統合の基準として口にされたメルツのこの表現「ドイツの主導文化」についてはCDU党内でも懸念する意見が出た。しかし結局、この言い回しは使用しないながら、その概念はCDU/CSUの移民に関する共同の討議資料に盛り込まれた。それによれば、「ドイツの主導文化に適合する」というのは、「キリスト教、古代ギリシャ・ローマ哲学、人文主義、ローマ法、啓蒙主義に刻印されたドイツのキリスト教西洋文化の価値秩序」を肯定してその中に溶け込む、ということのようである。

これと関連して、討議資料では異文化に属する住民が平行社会（Parallelgesellschaft）を形成する傾向があると指摘している。この意味するところは、非キリスト教文化圏から来た住民、具体的にはイスラム教徒であるトルコ人などがドイツの多数派社会から分離して生活する傾向があるということであろう。これについてはメルツは2000年10月25日のツァイト紙に寄せた文章ではっきりこう言っている、「宗教教育やその他多くのことに関して平行社会が生じていることに我々は我慢できないし、また我慢してもならない。……さまざまな出自の人間は自由主義的な国においては共通に受け入れられた諸価値の上に立ってのみその未来を共に形成していくことができる」¹⁸、と。これはつまり具体的には、ドイツはキリスト教文化の国であるからイスラム教的価値は許容できない、と言っているのだと解釈される。

このような主張に対して種々の方面から批判する意見が相次いだ。北

エルベ新教ルター派教会のビショップであるM. イェプゼンは、どう考え、どう生きるか人から指図されるような時代は昔のことだ、主導文化という概念はたった一つの道が正しい道だと仲介するのだろう、そこには民族主義的な調子が感じられる、と述べている¹⁹。イラン出身のドイツ・亡命作家センター会長サイドは、「ドイツ主導文化」なるものにおいては今日のヨーロッパではもはやその居場所のない事柄が言われていると語り、現在は諸文化並立の時代であるのに、メルツの「主導文化」はトップダウン的に考えられているものであり、こういう考え方には今日もはやその居場所はない、と続ける²⁰。また、フライブルク大学の政治学者D. オーベルンデルファー（CDU）は、ドイツ人は今日、憲法によって信教と世界観の自由が保証された複数主義的社会に生きているのであり、メルツによって用いられた概念は憲法上もまったくナンセンスであると指摘している²¹。

統合に関する論戦の中で、「主導文化」に対してと同様に、緑の党などがいう„Multikulti“（多文化）もあいまいなスローガンであるという批判が拳がった。SPDの前党首H.-J. フォーゲルは「主導文化」とか「多文化」とかいうのはこれから内容を与えられなければならない単なるスローガンであると指摘した²²。緑の党は国籍法改正反対と二重国籍推進を訴えた1989年の党大会を「多文化社会へ向かう勇気を——極右と外国人敵視に反対して」と題し、多文化という言葉を用いた。同党は1998年の連邦議会選挙綱領でも「機能する多文化社会」を訴えた。しかし党首R. キュナスト——下の時点における党首——は2000年11月に、「多文化社会」という概念はメルツの「ドイツ主導文化」と同様にばくぜんとしており、それゆえ党の首脳部はしばらく前からもう„Multikulti“という言葉の口にしなくなっていて、党としてもこの言葉を使うことを止めたことを明らかにした（注22）。それに替わって、「主導方針 Leitlinie」という言葉を今後の移民政策に用いるということである。この言葉は「ヨーロッパ的憲法愛国主義」ということを意味しており、そしてこの「ヨーロッパ的憲法愛国主義」というのは、民主主義、法の下での平等、両性の平等の三つの柱から成るといふ²³。

CDU/CSUは「多文化」は挫折したと指摘する。確かに政治的には

「多文化社会」は挫折したと言わなければならないだろう。なぜなら政治は移民化しつつある、あるいはすでに移民化している外国人をドイツ社会に統合する努力を40年間なおざりにしてきたからである。そして社会的にもしばしば「多文化社会」は挫折したと言われるような状況が見られる。C. エズデミル（緑の党）によれば²⁴、„Multikulti“ は自分だけに閉じこもって満足している諸文化の平行ではなく、さまざまな生活世界の相互影響とコミュニケーション能力を表す言葉として使われてきたはずである。だが実際には異文化の背景をもった外国人がドイツ社会に受け入れられず、差別され、そのため彼らだけで集中して暮らし、多数派社会と交渉をもたない傾向がある。

ドイツにやってきた外国人、特にトルコ人は大都市において特定の地区に集中して住んでいる。そしてその地区においては一日中ドイツ語を話さなくても生活できるほどにトルコ語ないしイスラム文化のインフラが発達してきている。例えば1981年には故国の新聞を購読しているトルコ人家庭は40%弱であったのが、近頃では90%を超えている。また、テレビ視聴はトルコ人住民のもっとも好きな余暇時間の過ごし方で、トルコ人の子供や少年たちは同年輩のドイツ人よりもずっと多くの時間をテレビの前で過ごす。ある調査では、トルコ人移住者の57%がドイツ語のテレビ番組を見たことがない。1990年以降はトルコ人自身のテレビ放送があり、衛星やケーブルを介してトルコ語の番組が視聴できる。これは青少年に人気があるが、それはトルコ語のポップやラップの音楽が楽しめるからばかりではなく、現代のトルコを知って、それによって自分のルーツについて「新たな誇り」が持てるからだという。ドイツで視聴できる放送局の大抵はトルコのイスラム福祉党に近く、したがって宗教色を強く帯びている。

人々はまた多くの余暇時間をイスラム教寺院で過ごす。モスクはコーランを学習する場であるだけでなく、さまざまな日常生活のコミュニケーションが行なわれる場でもある。こうして例えば90年代初めに行なわれたドゥイースブルクでのアンケートでは、モスクにやってくる人たちの97パーセントがドイツ人と接触したことがないと言っている²⁵。

上に言及したイスラム福祉党と関連のある組織ミリー・ギョルシュ

(Milli Görüş) はドイツに無数の商店、スポーツ・クラブ、青少年センター、モスクを持っていて、ベルリンのクロイツベルクのような地区ではドイツ語が一言も話せなくても生活できるほどに種々のトルコ語ないしイスラムの生活基盤を提供している。

このように多数派社会から分離したコミュニティ、とくにトルコ人のゲッター的コミュニティが実際にあちこちに存在している。そしてトルコ人のほとんどすべてがムスリムである。ドイツには320万人のムスリム²⁶がいる。先のツィアト紙でのメルツの発言はこうした状況を念頭においてのものであろう。

だが、こうした平行社会が形成されてきたのは、文化的背景や肌の色などが異質な外国人に対するドイツ社会の冷たさと差別、排除²⁷が大きく原因している。政府の移民委員会の委員の一人で、ドイツで旅行会社を経営しているトルコ出身のV. エゲルはターゲスツァイトゥング紙でのインタビューで、名前がトルコ人の名前であったり、あるいは外国人風であるために、職業訓練の場を求めて100回も150回も履歴書を提出しても受け付けてもらえないとか、アパート探しの際に初めから部屋も見せてもらえないといった事例を挙げている²⁸。

別の新聞のある記事²⁹は、外国人敵視は個人的領域だけでなく、役所においても行なわれており、こちらの方がよりひどく、ドイツ人としてのパスポートを持っていても差別に対して何の役にも立たないと指摘している。こういう差別に遭って、若い世代のトルコ人たちはもはや我慢していないだろうと、この新聞だけでなく、指摘する声は多い。

週刊誌シュピーゲルの1997年16号は「多文化社会は挫折した」と題してトルコ人と旧ソ連圏からのドイツ系後発移住者 (Spätaussiedler) の若者たちに見られる暴力・犯罪傾向を特集した。一方はドイツで生れて成長したのに外国人であり、他方はドイツのパスポートを持っているが実質は外国人の、この両者に共通するのは、ドイツ語ができず、それゆえ教育水準が低く、したがって将来の職業上の見込みがないこと、彼らは社会から必要とされていないということである。これからドイツの外へ出て行くことは考えられず、したがってドイツの不可避の統合されるべき部分である約60万人の第2、第3世代のトルコ人青少年と約50万人

のドイツ系後発移住者の子弟、あわせて110万人のこれら希望のない若者たちは、社会から排除されているからには「何でもする気持ち *zu allem bereit*」であり、都市周辺部における「時限爆弾」である。この2つのグループは居住している地域で小さな集団となつてしばしば武器を持ってぶつかりあうが、こうした対立はこの2つのグループの間だけでなく、ドイツ人、あるいはほかの外国人との間でも入り乱れて起こる。

ドイツ語はほとんどまったく知らず、トルコ語の新聞やテレビなどを通じてトルコの文化的政治的影響を受けて育つ若者たちはイスラムに傾斜し、ドイツ社会に対して背を向けているといわれる。ビーレフェルト大学のW. ハイトマイヤーは1997年に出版した「原理主義の誘惑——ドイツのトルコ人青少年」において、ノルトライン・ヴェストファーレン州での調査に基づき、トルコ人の若者におけるイスラム過激主義への傾斜と暴力的傾向を描いている。ハイトマイヤーの行なったアンケートによれば、「過去12ヶ月間に他人の持ち物を故意に壊したりしたことがあるか」という問いに対して、トルコ人の若者は23.9%が、ドイツ人の若者は9.8%が「イエ」と答え、「誰かを故意に殴ったりしたことはあるか」という問いに対しては、前者は26%が、後者は12.2%が肯定する答えをした（注25）。

上でも触れたが、過激とみなされているイスラムの組織ミリー・ギョルシュは1985年にドイツで結成された。この組織は27000人の会員——その家族も含めると10万人——を擁し、約500の支部を持っている。この組織が有する200以上のモスクでは宗教的活動が行なわれるだけでなく、宿題を手伝ったり、コンピュータや空手のコースを設けたり、キャンプ場やスポーツ施設やサッカー・クラブを提供して若者たちを引きつけている。また仕事探しを援助したり拘置所から出てきた者の世話もしている。こうしてトルコ人青少年の3分の1以上が、ミリー・ギョルシュは自分たちの利益を代表してくれていると感じている。

ほかに、1978年にフランクフルトで結成されたトルコ系右翼過激派「灰色の狼」も同様の人気を得ている。この二つのグループの支持者の多くは基幹学校を中退したりして職業上のよい見通しのない者たちである。こうした若者たちの3分の1はトルコの民族的利害が問題になったら暴

方に訴えるつもりであり、トルコの民族的名誉が汚された場合には40%以上が暴力を用い、トルコの影響力を強めるためには命さえも投げ出す気持ちである。このようにドイツにおいてエスニックな社会的対立の潜在的危険が生じてきている³⁰。

さて、すでに存在している分離した社会をどう具体的に統合していくかは困難な課題であろうが、最初の出発点は、ドイツが多くの外国人や異文化背景の住人を抱える移民国であると心底から認識することであろう。現在、人口の9%が外国人であり、今後この割合が高くなっていくと考えられる。ドイツはドイツ人の国であり、ドイツ人というのはドイツ人から生れた者のことであるといった血統主義的考えは移民国ドイツにおいてはもう通用しない。ドイツ人のアイデンティティといっても具体的に何がそれか判然としないし、どういうのが純粋な、典型的なドイツ人か、誰もいうことはできないだろう。文化は常に多数派的なものほかに異質なものも含んでいる。そして多数派的なものは異質なものによって絶えず変容していく。現代の移民社会ではこのことがとくに当てはまる。ドイツは戦後、キリスト教ヨーロッパ文化圏以外からの外国人を多数受け入れて40年経過し、文化の様相もかなり変わってきているはずである。スポーツの世界では外国人の活躍はもうあたりまえのことであるし、娯楽文化においても、例えばトルコ人ミュージシャンがドイツのテレビ番組に登場したり、トルコ人監督が作った映画がドイツ人にも評判になったりしている³¹。

自らが属している文化はこれこれこういうものだという虚構の思い込みが往々にしてあるが、しかし文化は変わっていくものであるし、むしろその変化を国家形成において自覚的に、戦略的に捉えるべきではないか。変化してゆく国家の将来を予測して国家のグランドデザインを描くべきではないか。移民国においてはとくにこのことが重要であろう。思い込まれてきたドイツ人、ドイツ国家のイメージに固執しては、「遅れてきた国民」(H. プレスナー)が「遅れた国民」になりかねない。

Fr. ヘックマン³²は新たな国家形成の指針として文化変容政策(Akkulturationspolitik)を薦めている。ドイツにおいて見られるエスニック・コロニーは、新しい移住環境における諸問題を解決するための、

移住者の努力の産物であって、一種の「中間世界」である。こうした中間世界はあとから絶えず移住者が入ってこなければ、そして諸問題が解決されていくなれば、その由々しい問題性を失っていくものである。しかし多数派社会が閉鎖的であったり、移民に対する偏見が存続したり、移民が社会的チャンスから締め出されつづけるなら、その「中間世界」の敵対的異質性は存在しつづける。

こうした移民社会に見られる問題のある異質性に対しては、政治的な行動戦略として、受け入れ社会と移民双方のエスニック・アイデンティティの特殊性を少なくしてゆく文化変容政策が有効である。移住してきた者はまず受け入れ国の言語や社会規則などを学習しなければならない。これは適合と呼ばれる過程だが、更に文化変容と呼ぶべき程度まで受け入れ社会での生活に融合することがある。異民族間の接触や異文化間の学習によって行動の仕方や考え方の変化、価値規範、態度、好みなどの変化が生じる。しかし移住者側だけでなく、受け入れ国の文化も異文化接触によって変化する。文化変容は、両者同じ程度に影響しあうのではないにしても、多数派と少数派間の相互影響の過程であり、少数派は多数派に接近するが、多数派はまた少数派の文化を受け入れる。こうして文化変容は社会の文化的共通性、結束性、コミュニケーションを高めるのに役立つ。

文化変容戦略の成功には多数派社会が移住者に対して開かれたものであることが必要である。この開放性には法的・政治的側面、物質的・経済的側面、社会的側面、主観的・アイデンティティ的側面が考えられる。最後の主観的・アイデンティティ的側面というのは、移住者とその子孫が移住国に定着したアイデンティティを感じられるかどうかということである。つまり、例えば古典的な移民国であるアメリカで「ドイツ系アメリカ人」とかいうのと同様に、ドイツにおいて「トルコ系のドイツ人」とか「イタリア系のドイツ人」といえるように、移民としてやってきた国において共にその国家を形成しているのだというアイデンティティを感じられるかどうか問われるのである。

ヘックマンの論文の結論をそのまま引用すると、「文化変容政策は総体において新たな国家形成のプロセスである。この新たな国家形成の基礎

となるのは、単にエスニシティや共通の過去といったものに方向づけられた国家概念ではなく、政治的な国家概念であり、共通の未来に向けられた国家概念である。その国家概念はエスニック・グループ間の相違を祭り上げるのではなく、共通性を探す。その新たな共通の文化は多数派社会の＜純粹に＞伝承されてきた文化ではなく、移住者の出身国の文化要素が流れ込んで絶えず生成変化してゆくものである。」

IV 個人のアイデンティティ

上に述べた文化変容は移民国家統合の集団レベルの政治的社会的戦略である。一方、移民国家に生活している一人一人の人間においても移民国の状況の中で自らのアイデンティティが問題にならざるをえない。以下、これについていくらか述べたい。移住者の第2, 第3世代にとっては両親や祖父母の故国はもはや外国であり、移住先の、いま現に住んでいる国も、ドイツのトルコ人のような人々においては外国である。このような人々においてはアイデンティティはとくに不安にさらされ、宙に浮いている。多数派社会から締め出されて、その代償として出身国にアイデンティティを見出しても、彼らが故国に行けば「ドイツ野郎」と呼ばれるだけであり、だから彼らが同一化する故国のイメージ、あるいは故国の文化総体のイメージは、「ドイツ民族」と同様、想像され、美化されたものでしかない。

移住者のアイデンティティは移民国にもとから住んでいる者たちのとは比較にならないほど変動しやすいものである。彼らはいわば一瞬一瞬自らのアイデンティティを手探りで確かめなければならない。彼らのアイデンティティはディアスポラ状況にある。ディアスポラという概念は、その本来のユダヤ人の離散状況を表す用い方から離れて、今日では高度に進行した世界的規模でのモビリティによってもとから住んでいた場所から引き離された人々が、いま滞在している場所においてかかわる政治性であり、社会性である。その状況の中では自らのアイデンティティは初めからあいまいで、常に揺り動かされており、だから常に注意深く手探りされ、試験的に採用され、修正され、形成され、こうして常に生成状態にある。そのアイデンティティは本来いたかもしれない国や土地の

文化要素、現在の居住地での文化要素、さらには世界的な規模での高速度の通信や移動によって仲介される世界各地の文化要素の混交した雑種性のものであり、クレオール化されたものである。

しかしもとから現在の国に根をおろして住んでいる者のアイデンティティも、単純で自明のものではない。移民国の先住者のアイデンティティも、移民たちとの直接・間接の接触により、また移動や通信、消費活動を介しての地球的規模でのコミュニケーションによって、変化し、組み替えられつつある。上野／毛利の言葉を借りて言えば、「グローバル資本主義の地平において、あらゆる文化は旅や移動による相互交通と変容の關係に置かれており、食べ物、ファッション、音楽、生き方……にいたるまで、ほとんど＜文化的ディアスポラ＞とも呼べる状況は一般化している」³³のである。

アイデンティティを形成するのは文化の諸要素であるが、そもそも文化は絶えざる混交の過程にあるものであり、「変形され、解釈変更され、解体され、新たに構成され、結合され、組みたてられる」³⁴ものである。以下、K. N. ハーとともに言うと、今日の移民社会においては断片化やクレオール化によって社会におけるますます高まった混交状況が生じてきている。そのような文化の雑種形態はインターカルチュラルな、またトランスカルチュラルな現象としてとりわけ日常文化や大衆文化に影響を及ぼしている。そのような文化横断性の過程は種々の文化的シンボルをその慣れ親しまれた時間・場所・共同体から解き離し、新たに配置しなおす。

こうして今日では移民国のもとの住民も実際は文化の断片性、異質性、絶えざる変化、暫定性にさらされているのである。こうした移民国における全般的ディアスポラ状況の中で、移住者、先住者を問わず、その個人的レベルにおけるアイデンティティ戦略はどのようなものではないかならぬだろうか。

一人一人はそれぞれ独自の文化的諸要素の配置に囲まれているのであり、それによってそれぞれ独自のアイデンティティを形成しているのであり、絶えず新たに自らのアイデンティティを選び取ることができる。こうして自らのアイデンティティを自覚的に選択し構成していくことに

よって、エスニシティやネイションの拘束から自らを解放することができる。

以上は主に移民国の状況に合わせて述べたのだが、今後は世界中で人やものや文化が更に激しく相互に流入しあい、単一のアイデンティティの概念ではとらえきれない事態がどこにおいても増えてくるだろうと予測される。そのとき人々はマルチプル・アイデンティティをもって周囲世界に対さなければならなくなるだろう。そのようなアイデンティティをカリブ海の作家R. コンフィアンは「炸裂したアイデンティティ」と呼び、「我々が主張する《多様性》^{ダイヴュルサリテ}というのも、そうした地球社会の将来展望に即したものです。人類としての一体感の上に、アイデンティティはこれまでの国や人種の単一性に収斂するのではなく、多様な要素を含んで《炸裂したもの》^{エクラットマン}になると思います」³⁵と語る。諸文化混交の環境の中で形成されるアイデンティティは断片化され、解体され、ミックスされて構成されたアイデンティティであろうから、コンフィアンはそのようなアイデンティティを思い切って「炸裂したアイデンティティ」と呼ぶのであろう。個人はこれからは単一のエスニシティや単一の国家といった強制装置に拘束されることなく、「炸裂したアイデンティティ」を持ち、それを状況に応じて組み替え、切り替えながら、自らの移動とともに変化するディアスポラ状況に対してゆくべきであろう。

(2001年10月脱稿)

注

- 1 *Blue Card überflügelt Green Card.* In : *Focus Online.*
<http://www.focus.de/D/DB/DBX/DBX42/DBX42H/dbx42h.htm>.
- 2 Stengel, Eckhard : „Blue Card“ auch in Bremen. In : *Frankfurter Rundschau Online.* 20. 7. 2000. <http://www.fr.de/fr/spezial/greencard/t2007022.htm>.
- 3 *Neue Einstellungen : Die Green Card wird ein Jahr alt.* 30. 7. 2001.
http://www.bundesregierung.de/dokumente/Artikel/ix_47033_1499.htm.
- 4 *Ernüchterung bei „Green Card“.* In : *ZDF.MSNBC.* 3. 8. 2001.
<http://www.zdf.msnbc.de/news/85689.asp>.
- 5 *Die Besten bleiben aus.* In : *Spiegel Online. Der Spiegel.* 19/2000.
<http://www.spiegel.de/spiegel/0,1518,75635,00.html>.

- 6 *Deutschland : Nachfrage nach Green Card geringer als erwartet.* Erschienen am 26. 3. 2001. In : *Migration und Bevölkerung.* Hrsg : Bevölkerungswissenschaft, Institut für Sozialwissenschaften, Humboldt-Universität.
<http://www.demographie.de/newsletter/artikel/010201.htm>.
- 7 2000年は14000件と、前年に比べて4割近く増えた。(本文中で言及した毎日新聞の記事による.)
- 8 *Bevölkerung Deutschlands nimmt von heute 82 Millionen bis zum Jahr 2050 um über 10 Millionen ab.* Statistisches Bundesamt. Mitteilung für die Press am 19. 7. 2000.
<http://www.destatis.de/presse/deutsch/pm2000/p2600022.htm>.
- 9 定住化しているか、いないかは別にして、現在ドイツに住んでいる外国人の数は人口の約9%で、約730万人。
- 10 *Einwanderung – acht Leitlinien für ein offenes Deutschland.*
<http://www.diht.de/inhalt/informationen/news/meldungen/archiv/meldung1818.html>,
<http://www.diht.de/inhalt/download/einwanderungspolitik.doc>.
- 11 CDU/CSUはこれに同意した。ただし庇護手続きの法的簡素化と迅速化によって庇護権の誤用を抑えることを要求し、効果があがらなければ庇護権を個人的権利ではなく、制度的保証へ変更する考えを示している。
- 12 9月11日のアメリカにおけるテロの影響で、この日程に変更が生じている。しかし連立政府は現在の議会会期中での成立を目指している。
- 13 シリーによれば、現在数十万人が庇護手続き中でドイツに滞在しており、新たな庇護申請者数は9万人で、このうち庇護権者あるいは他の理由から滞在権 Bleiberechtが認められる者はおよそ1万人に過ぎない。„*Die Mischung stimmt nicht.*“ Ein Interview mit Otto Schily. In : *Die Zeit.* 30/2000.
http://www.zeit.de/2000/30/200030_schily_neu.html.
- 14 外国人法51条1項はジュネーブ難民協定33条の追放及び送還の禁止規定に従い、外国人を生命または自由が脅かされるおそれのある国に追放することを禁じている。
- 15 出身国が当該外国人を受け入れないとか、あるいは出身国において当該外国人に対して死刑が行なわれるおそれがある場合。あるいは病気や身体上の障害など。
- 16 現在25万人弱の被忍容者 Geduldeteが存在する。このうち約4分の1近くが1997年あるいはそれ以前からこの措置によってドイツに留まっている。

- 17 CDU／CSUの移民法構想は移民を制限するためのものである。この同盟2党はなお依然としてドイツはアメリカやカナダのような「古典的な移民国」ではないと宣言している。
- 18 Merz, Friedrich : *Einwanderung und Identität*.
<http://www.cdu.de/ueber-uns/buvo/merz/fm-welt-leitkultur.htm>.
- 19 *Magenschmerzen bei Merzens „Leitkultur“*. In : *Spiegel Online*. 30. 10. 2000.
<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,100506,00.html>.
- 20 „*Der Begriff der ‚deutschen Leitkultur‘ ist eine Missgeburt.*“ In : *Spiegel Online*. 30. 10. 2000.
<http://www.spiegel.de/kultur/gesellschaft/0,1518,100593,00.html>.
- 21 Keil, Lars-Broder : *Eine deutsche Leitkultur ist verfassungsrechtlich unmöglich*. In : *Berliner Morgenpost Online*. 24. 10. 2000.
<http://www.berliner-morgenpost.de/archiv2000/001024/politik/story357541.html>.
- 22 Scharf, Rüdiger : *Grüne streichen «Multikulti»*. In : *Berliner Morgenpost Online*. 01. 11. 2000.
<http://morgenpost.berlin1.de/archiv2000/001101/politik/story360426.html>.
- 23 Kröter, Thomas : *Adieu Multikulti*. In : *Der Tagesspiegel Online*. 31. 10. 2000.
<http://www2.tagesspiegel.de/archiv/2000/10/30/ak-po-in-9955.html>.
- 24 Berger, Hartwig : *Multikulturalität als bürgerrechtlicher Kampfbegriff*. In : *Kommune. Forum für Politik, Ökonomie, Kultur*. H. 1/2001, Frankfurt/M. (Kühl-Verlag).
<http://www.oeko-net.de/kommune/kommune01-01/dgerger.htm>.
- 25 Martin, Klaus-Peter : *Fundamentalismus türkischer Jugendlicher*.
<http://www.oeko-net.de/kommune/kommune7-97/ZZMARTIN.html>.
- 26 このすべてがトルコ人ではない。ドイツのトルコ人人口は200万人あまり。
Rüssmann, Ursula : *Islam-Experte sieht „gefährliches Signal“*. In : *Frankfurter Rundschau Online*. 18. 9. 2001.
<http://www.f-r.de/fr/spezial/auslaender/t2024003.htm>.
- 27 欧州委員会 (ECRI) は2001年にドイツにおける外国人敵視に関する報告を行ない、ドイツの政治的法的レベルでのこれまでの対処が不十分であると指摘した。委員会は極右・ネオナチのグループによる外国人やユダヤ人施設への攻撃に憂慮を示し、こうした蛮行はドイツ社会の一般的な雰囲気との関連で見られなければならないとし、移民の社会的統合が望まれると述べている。

- 委員会はまた、「ドイツの主導文化」の考えを批判し、このような概念はほかの文化に対する否定的偏見を強化するおそれがあると語っている。Sattler, Karl-Otto : *Schlechte Noten für Deutschland*. In : *Frankfurter Rundschau Online*. 2. 7. 2001. <http://www.f-r.de/fr/spezial/auslaender/t2024072.htm>.
- 28 Auch Reisen öffnet! Ein Interview mit Vural Öger. In : *die tageszeitung*. 21. 5. 2001. <http://www.taz.de/pt/2001/05/21/a0141.nf/textdruck>.
- 29 Voss, Reinhard : *Ausländer beklagen Diskriminierung durch Ämter*. In : *Frankfurter Rundschau Online*. 23. 7. 2001. <http://www.f-r.de/fr/spezial/auslaender/t2024014.htm>.
- 30 2001年9月11日のアメリカにおけるテロを受けて、ドイツにおける対テロ対策として、結社法における宗教的特権が取り消されることになった。これにより、イスラムの過激派団体を禁止する法的条件が作り出された。しかし連邦内相シリーはこの措置を9月11日以前にすでに用意していた。 *Bundesrat billigt Anti-Terror-Paket*. dpa. 28. 9. 2001. <http://de.news.yahoo.com/010928/3/20zl.html>.
- 31 *Türken in Deutschland : Heimat oder Fremde? Zwischen Integration und Parallelgesellschaft*. Ein Gespräch mit Cem Özdemir und jungen Deutsch-türken. In : *Deutschland. Zeitschrift für Politik, Kultur, Wirtschaft und Wissenschaft*. Nr. 3/2000, Frankfurt/M. (Societäts-Verlag), S. 60-61.
- 32 Heckmann, Friedrich : *Nation und Integration von Migranten in Deutschland*. Grundlagenpapier für das 3. deutsch-türkische Symposium der Körber Stiftung. 9.-11. 5. 1997, Bonn.
- 33 上野俊哉・毛利嘉孝『カルチュラル・スタディーズ入門』2000年 筑摩書房 201ページ。
- 34 Ha, Kien Nghi : *Ethnizität. Differenz und Hybridität in der Migration. Eine postkoloniale Perspektive*. <http://www.trend.partisan.net/trd0201/t160201.html>.
- 35 ラファエル・コンフィアン『<クレオール性>をめぐって——ラファエル・コンフィアンに聞く』聞き手・訳=恒川邦夫『現代思想』青土社 1997年1月号 86-97ページ。翻訳で「エクラットマン」とルビが振られているから、原語はéclatementであり、これはガラスなどが粉々になることであるから、直訳すれば「粉々のアイデンティティ」である。

Notizen und Anmerkungen über die Zuwanderungsgesetzgebung in Deutschland

Tsutomu INOUE

Am 23. Februar 2000 veröffentlichte der Bundeskanzler G. Schröder seine Green-Card-Initiative, die in der IT-Branche maximal 20000 Fachspezialisten aus dem Ausland anwerben soll. Sie wurde sehr begrüßt und man forderte, auf andere Industriebereiche erweitert zu werden. Anlässlich dieser Sonderregelung stellte sich heraus, dass es an vielen Arbeitskräften in Deutschland fehlt und darüber hinaus wurden Stimmen aus vielen gesellschaftlichen Richtungen sehr laut, ein umfassendes Zuwanderungsgesetz sei dringend erforderlich.

Konzepte oder Positionspapiere für die Zuwanderung wurden von allen Parteien und von der Zuwanderungskommission der Regierung nacheinander vorgelegt und letztens machte der Bundesinnenminister O. Schily sein eigenes Konzept bekannt. Shilys Plan, der die Grundlage der ersten Gesetzgebung für die Zuwanderung in Deutschland sein soll, entspricht den Forderungen der CDU/CSU und FDP: mehr Ausländer, die dem deutschen wirtschaftlichen Interesse nützlich sind, sollen zugelassen werden und die Zahl derer, die versuchen, durch humanitäre Regelungen in Deutschland Einlass zu finden, soll verringert werden. Schilys Konzept besagt auch, dass ein Mindestrahmen staatlicher Integrationsangebote für Migranten rechtlich geregelt werden soll.

Im Erarbeiten der Eckpunkte der Zuwanderungsregelung sprach Fr. Merz (CDU) von der ‚deutschen Leitkultur‘ und sagte, dass Zuwanderer ‚der freiheitlichen deutschen Leitkultur sich anpassen‘ müssten, was heftige kritische Diskussionen verursachte.

Merzens Aussage fiel im Zusammenhang mit der in Deutschland bestehenden ‚islamischen Parallelgesellschaft‘. Es ist zu sehen, dass die türkische Bevölkerung konzentriert in bestimmten Gebieten wohnt und

wenige Kontakte mit Einheimischen hat. Die türkische oder islamische Infrastruktur ist manchmal so entwickelt, dass sie das Alltagsleben führen kann, ohne dass ein deutsches Wort fällt. Gründe für die Entstehung einer solchen ghettoartigen Gesellschaft der türkischen Migranten sind Kälte, Diskriminierung oder Ausgrenzung der deutschen Mehrheitsgesellschaft.

Es wäre eine schwierige Aufgabe, die heterogen gewordene deutsche Gesellschaft zu integrieren. Eine essentielle Voraussetzung dafür ist darin zu sehen, dass Deutschland ein Einwanderungsland ist. Als eine politische Handlungsstrategie empfiehlt Fr. Heckmann die Akkulturationspolitik, um ethnisch heterogene Gesellschaftsteile zu integrieren und ein neues Deutschland zu bilden. Sie hat die schrittweise Reduzierung der spezifisch ethnischen Gruppenidentitäten und die Herausbildung einer gemeinsamen Kultur im Sinn. Diese Kultur soll, nicht die ‚rein‘ überlieferte Herkunftskultur der Mehrheitsgesellschaft, sondern etwas Werdendes sein, in das Elemente der Herkunftskulturen der Migranten mit eingehen.

Auf der anderen Seite kommt auch die Strategie der individuellen Identität im Einwanderungsland in Betracht. Die Identität von Migranten ist beweglich, unstabil, fragmentarisch und hybrid; sie wird dauernd geändert und konstruiert. Das hat aber auch eine positive Seite: Migranten können das bewusst und strategisch machen und somit eine neue Kultur schaffen.

Die Identität der Einheimischen ist auch nicht mehr selbstverständlich. Sie wird von Kulturelementen der Zugewanderten beeinflusst, aber auch von vielen anderen Elementen der Weltkulturen, die durch den starken Verkehr in der ganzen Welt und die Telekommunikation via Fernsehen oder Internet vermittelt werden. Als Resultat ist heute die Identität der Mehrheitsbevölkerung auch etwas immer Werdendes; sie ist veränderlich, mehrteilig und hybrid. Sie besteht aus vielen Elementen und man kann leicht seine Identität umstrukturieren und je

ドイツにおける移民法制定をめぐる

nach den Umständen eine neue adoptieren. Auf diese Weise kann man sich im Einwanderungsland von der Ethnizität und Nation emanzipieren, indem man seine eigene Identität bewusst formt.